指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 三協メディケア
代表者氏名	代表取締役 齊藤 哲哉
本社所在地	岩手県盛岡市北飯岡1丁目6番8号
本 任 川 任 地	TEL 019-601-5862 FAX 019-601-5886

2 利用者に対して指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業者名称	さんきょう居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業者番号	0370107344
事業所所在地	岩手県盛岡市東安庭1丁目23番36号
(連絡先及び電話番号)	TEL 019-652-3881 FAX 019-652-3889
管理者氏名	00 00
サービス提供地域	盛岡市(玉山地域を除く)矢巾町、紫波町、滝沢市

(2) 事業の目的及び運営の方針

(-)	
	要介護状態の利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用
事業の目的	者の立場に立った適切な指定介護支援を確保することを
	目的とする。
	私たちは、利用者との全人的な関りを大切にし、一人ひと
運営の方針	りが生活主体者として、そのひとらしさを十分に発揮でき
	るように、寄り添いながら支援する。

(3) 事業所の営業日と営業時間

営業日	月曜日から金曜日
	※土日、夏季休暇(8/13~8/16)、年末年始(12/30~1/3)、祝日が休業となります。
営業時間	午前8時30分~午後5時30分
24時間 連絡体制	当事業所の介護支援専門員が輪番制で携帯電話(080-9334-6068) により常 時連絡可能な体制をとっています。

(4) 事業所の職員体制

役職	資格	常勤	業務内容
管理者兼 主任介護支援専門員	介護福祉士	1名 (兼務)	管理業務 居宅介護支援業務
主任介護支援専門員	介護福祉士	2名	居宅介護支援業務
介護支援専門員	介護福祉士	2名	居宅介護支援業務

- 3 指定居宅介護支援の申込みからサービス提供までの手続きと主な内容
 - (1) 居宅介護支援事業所の説明及び利用の同意 事業所の概要説明と利用希望者との契約締結。
 - (2) 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の作成、提出 保険者(市町村)の担当窓口へ提出。
 - (3) 居宅サービス事業者に関する情報提供 利用者及びその家族に対し、サービス事業者の選定又は推薦に当たり介護支援専門員 は利用者又は家族の希望を踏まえつつ、公正中立に当該地域における複数の指定居宅 サービス事業者、サービス内容、利用料などの情報を提供し自らサービスの選択が可 能となるよう支援する。
 - (4) 利用者に関する調査・面談 居宅サービス計画の原案作成のため、利用者の心身状況等について調査すると共に、 本人及びその家族から介護保険サービスの利用意向を確認。
 - (5) サービス担当者会議の開催 指定居宅サービスとの提供にかかる担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原 容について、各分野の担当者に、専門的な見地から意見を求め計画原案の見直しに反 映。
 - (6) 居宅サービス計画原案に関する調整・同意 利用者に居宅サービス計画原案を提示、利用者及びその家族の意見を聞き、当該計画 に対する利用者同意を得るまで見直しを実施し、見直した計画書を利用者に交付する。
 - (7) 指定居宅サービスの提供開始 利用者から同意を得た居宅サービス計画の控え等を交付すると共に、利用料(自己負担)について資料配布のうえ居宅サービスの提供を開始。
- 4 指定居宅介護支援サービスにかかる利用料金

(1) 利用料(月額)は下記の通りとなる。

要介護度区分取り扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3~5
居宅介護支援費 I (i) 介護支援専門員1人当たり利用者数が45人未満の場合 居宅介護支援費 II (i) 介護支援専門員1人当たり利用者数が50人未満の場合 (情報通信機器の活用又は事務職員配置の場合)	10,860円	14,110円
居宅介護支援費 I (ii) 介護支援専門員1人当たり利用者数が45人~60人未満 の場合	5,440円	7,040円
居宅介護支援費 II (ii) 介護支援専門員1人当たり利用者数が50人~60人未満 の場合 (情報通信機器の活用又は事務職員配置の場合)	5,270円	6,830円
居宅介護支援費 I (iii) 介護支援専門員1人当たり利用者数が60人以上の場合	3,260円	4,220円
居宅介護支援費 II (iii) 介護支援専門員1人当たり利用者数が60人以上の場合 (情報通信機器の活用又は事務職員配置の場合)	3,160円	4,100円

	加算	加算額	内容・回数等		
	初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合		
	入院時情報連携加算 I	2,500円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該 病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要 な情報を提供した場合		
	入院時情報連携加算 Ⅱ	2,000円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々 日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者 に係る必要な情報を提供した場合		
	退院・退所加算(I)イ	4,500円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い 必要な情報を得るための連携を行い、居宅サ		
	退院・退所加算(I)ロ	6,000円	ービス計画の作成をした場合 (I)イ 連携1回		
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	(I) ロ 連携1回 (カンファレンス参加による)(Ⅱ) イ 連携2回以上		
要介護	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	(Ⅱ) ロ 連携2回 (内1回以上カンファレンス参加)		
度に	退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	(Ⅲ) 連携3回以上 (内1回以上カンファレンス参加)		
よる	特定事業所加算(I)	5,190円	「利用者に関する情報又はサービス提供に		
区分,	特定事業所加算 (Ⅱ)	4,210円	当たっての留意事項に係る伝達等を目的と した会議を定期的に開催すること」等厚生		
なし	特定事業所加算 (Ⅲ)	3,230円	労働省が定める基準に適合する場合 (一月につき)		
	特定事業所加算(IV)	1,140円			
	特定事業所医療 介護連携加算	1,250円	特定事業所加算 I ~Ⅲを算定している等厚 生労働大臣が定める基準に適合する場合 (一月につき)		
	ターミナルケア マネージメント加算	4,000円	在宅死亡の利用者に対し、終末期の医療ケア の方針に関する利用者又はその家族の意向を 把握したうえで、24時間連絡体制を整備し必 要時に応じ居宅介護支援を提供した場合		
	緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,000円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を 訪問しカンファレンスを行いサービス等の利 用調整した場合		
	通院時情報連携加算	500円	利用者の診察時に介護支援専門員が同席し 医師又は歯科医師に対し、心身状況や生活 環境等の情報提供を行い、医師又は歯科医師 から利用者に関する必要な情報を受け、 ケアプランに記録した場合		

(2) 利用者負担額について

介護保険法により居宅サービス計画作成にかかる費用は全額給付されるので、自己 負担はありません。

(3) その他の費用について

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費(1km毎に20円)を請求いたします。

5 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

- ※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。
- 6 身分証の携行業務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

7 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

- 8 サービス提供に関する相談、苦情、ハラスメントについて
 - (1) 相談、苦情、ハラスメント処理の担当窓口について

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受付けるための窓口を設置します。

電話番号 019-601-5862

- ①利用者相談窓口 電話番号 019-652-3881 FAX番号 019-652-3889
- ②相談受付担当者:0000、0000、0000、0000、0000
- ③その他の窓口
 - 市町村相談窓口

・株式会社 三協メディケア

盛岡市介護保険課電話番号019-652-7581矢巾町健康長寿課電話番号019-697-2111紫波町長寿健康課電話番号019-672-4522滝沢市高齢者支援課電話番号019-684-2111・岩手県国民健康保険団体連合会電話番号019-604-6700

9 秘密保持と個人情報保護について

_	1		abilities and a feathers of the colors of th
		1	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護
			に関する法律」「個人情報の保護に関する法律について
			のガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における
			個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し
			適切な取扱いに努めるものとします。
		2	事業者及び事業者の使用する者(以下、「従業者」とい
	利用者及びその家族		う)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びそ
(1)	に関する秘密の保持 について		の家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
		3	また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が
			終了した後においても継続します。
		4	事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家
			族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業
			者でなくなった後についても、その秘密を保持するべき
			旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
		1	事業者は、利用者からの予め文書で同意を得ない限り、
			サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者
			の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情
			報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス
	個人情報の保護につ いて		担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報
			を用いません。
		2	事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含ま
(2)			れる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)に
(2)			ついては、善良な管理者の注意をもって管理し、また処
			分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
		3	事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じ
			てその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂
			正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査
			を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行う
			ものとします。(開示に際して複写料等が必要な場合は
			利用者の負担となります)

10 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者 資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。 被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を 支援等するため早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院 等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

11 契約の終了について

- (1) 契約の有効期間は、契約締結日から利用者の要介護認定有効期間満了日までだが 、契約期間満了2日前までに利用者または家族から契約終了の申し入れがない場 合は、同じ条件で自動更新され以後も同様となります。契約終了する場合は以下の ①~⑦となります。
 - ① 利用者が死亡された場合。
 - ② 要介護認定により利用者の心身状況が介護保険認定区分で自立(非該当)
 - ③ 利用者が介護保険施設に入所・入居した場合。
 - ④ 事業者が解散した場合・破産した場合・やむを得ない事由により事業所を閉鎖 した場合。
 - ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
 - ⑥ 利用者からの契約解除の申し出があった場合。
 - ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合。 (詳細は以下を参照)
- (2) 利用者からの契約解除の申し出
 - ① 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合。
 - ② 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合。
 - ③ 事業者もしくは介護支援専門員が故意または過失によりご契約者様の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(3) 事業者から契約解除を申し出(文書・口頭説明による) 以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。 利用者または家族が契約締結時や事業実施中においてその心身状況及び病歴等の 重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契 約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。利用者または家族が故意または は重大な過失により事業者またはサービス従業員もしくは他の利用者様等の生命・ 身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本 契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(4) その他

- ①利用者または家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、盛岡市介護保険課及び、五月園地域包括支援センターへ相談を行い、契約を解除させていただくことがあります。
- ② 以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合契約を解除します。
 - ・暴力または乱暴な言動、無理な要求(物を投げつける、刃物を向ける、手を払いのける等)
 - ・セクシャルハラスメント(体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等)
 - ・その他 (個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為)

12 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は専任担当者です。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備します。
- ④従業員に対する虐待防止を啓発・普及するため研修を実施します。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見者した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ⑥ 虐待防止委員会の開催(年2回以上)
- ⑦ 専任担当者の配置

13 事業継続計画について

- ① 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- ③ 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとします。

14 感染症の発生及び蔓延防止について

- ① 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的に開催し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じます。
- ② 感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。またこれらを 防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとと もに、密接な連携を保ちます。
- ③ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の方針を整備します。
- ④ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のために研修及び 訓練を定期的に実施します。
- ⑤ 感染委員会の開催(6か月に1回以上)
- ⑥ 専任担当者の配置

15 身体拘束について

- ①利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはならない。
- ②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

個人情報使用に関する説明と利用同意書

私(利用者およびその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

さんきょう居宅介護支援事業所が行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に関わる認定調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書・介護認定審査会資料と同様に利用者基本情報、アセスメントシート(状況把握確認した記録)を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、当該医療機関・主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示します。

居宅介護支援事業に必要な情報を当該医療機関(主治医等当該医療機関の職員)または地域密着型介護福祉施設職員・介護福祉施設職員・介護保険施設職員から情報提供を受け、当事業所が行う当該居宅介護支援事業を行うことを目的とします。

2. 使用する事業者の範囲

区分(支援・サービス)	所 在 地	事業者名
居宅介護支援	盛岡市東安庭1丁目23番36号	さんきょう居宅介護支援事業所

3. 条 件

- (1) 個人情報の提供は必要な最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者にもれることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録します。

4. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間 (契約締結日から契約解除または終了まで)

令和	年	目	日
77 A.H	+	刀	— Н

(EII)

指定居宅介護支援事業ご利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要 な事項を説明しました。また、個人情報使用に関する説明に基づき最小限の範囲内での 個人情報の使用について説明しました。

争美石		
法人所在地	岩手県盛岡市北飯岡1丁目6番8号	
法 人 名	株式会社 三協メディケア	ED
	代表取締役 齊藤 哲哉	
事業者名	さんきょう居宅介護支援事業所	
説明者	介護支援専門員	
	氏名	(EII)

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項説明を受けその内容及 び以下の項目について同意の上、本書面を受領しました。

・個人情報使用に関する説明と利用同意書に基づき最小限の範囲内での個人情報の使用

について同意しました。

利用者 住	所	Ŧ	_		
氏	名				
家族又は代理	里人		_		
住	所				
氏	名				
				(続柄	